

建設工事及び建設コンサルタント業務等委託における 電子契約の導入について(令和7年(2025年)4月1日～)

令和7年2月
熊本県土木部監理課

建設工事及び建設コンサルタント業務等委託の契約事務の電子化による業務の効率化と受注者の利便性の向上を図るため、令和7年4月1日から電子契約を導入します。

電子契約とは

従来、紙に押印して取り交わされていた契約書に代わり、電子データに受発注者が電子署名をすることで、書面による契約と同様の証拠力を認められるのが電子契約です。

電子契約のメリット

■ 契約事務のペーパーレス化、業務の効率化(製本、押印作業等)

■ 受注者の負担軽減

- ・インターネット上で契約を締結することができるようになります。また、収入印紙の貼付が不要になります。

電子契約の対象

■ 令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知するもの (4/1 以前に入札公告又は指名通知した契約は除く)

■ 受注者が電子契約を希望するもの

- ・電子契約を希望された場合でも、工期や工事の内容等、特別な理由がある場合は、書面による契約をお願いする場合があります。
- ・変更契約の電子契約対象となるものは、当初契約を電子契約で行ったもののみ対象となります。

※ 電子契約システムを利用するため、受注者のメールアドレスが必要となります。

(電子契約を希望されない場合)

電子契約での契約締結を希望されない場合は、従来の紙による契約書での契約締結となります。
電子契約、紙による契約のどちらを選択されても、契約が不利になるようなことはありません。

電子契約のポイント

1 電子契約の利用の有無の確認について

- 落札決定後に電話で契約保証の確認をする際に、電子契約の利用の有無を伝えてください。
- 「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を作成のうえ、落札決定通知に記載された専用メールアドレス宛てに送付してください。

※ メールの件名は「受注者名 電子契約同意書の提出 工事(業務)名」としてください。

2 契約書関係書類の提出等について

(1) 契約保証が電子保証の場合

- 以下のデータを添付のうえ、落札決定通知に記載された専用メールアドレス宛てに送付してください。
 - ① 契約保証(保証契約番号&認証キー情報)(PDF)
 - ② 契約関係書類(PDF)

※ メールの件名は「受注者名 契約関係書類の提出 工事(業務)名」としてください。

(2) 契約保証が電子保証以外の場合(紙契約の場合と同じ)

- 契約保証証券等の原本と契約関係書類を、入札・契約担当部局まで持参してください。

3 電子契約の締結方法について

- 県では、GMO グローバルサイン・ホールディングス株式会社が提供する、電子契約システムにより契約締結を行います。
- インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能です。なお、受注者の費用負担はありません。

詳しくは、熊本県 HP を参照ください。

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/118/212388.html>

【電子契約サービスの操作、不具合等に関する質問】

電子印鑑 GMO サイン 運営事務局

・電話番号 03-6415-7444(ヘルプデスク)

・受付時間 10:00-18:00(土日及び祝日は除きます。)

・メールアドレス support@cs.gmosign.com

・お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

○電子契約に伴う事務の流れ(当初)

